

## 会 議 録

会議の名称	第 21 回 飯塚市都市計画審議会
開催日時	平成 28 年 11 月 2 日 (水) 14 : 00～15 : 45
開催場所	立岩公民館 3 階 中研修室
出席委員	依田委員、岡松委員、深町委員、石原委員、瀬戸委員、川上委員、守光委員、道祖委員、鶴委員 (代理 : 副所長 松元 様)、村田委員 (代理 : 副所長 入船 様)、石田委員、多田委員、中村委員
欠席委員	高倉委員、宮崎委員、小村委員
事務局職員	菅都市建設部長、鬼丸都市建設部次長、堀江都市計画課長、田中都市計画課長補佐、榊計画指導係長、大井公園街路係長、都市計画課職員 垣内、樫、木原、久原地域連携都市政策室長、早野計画担当係長、名富下水道課長、秋山下水道課長補佐、西岡建設係長、下水道課職員 大庭
	<p><b>田中都市計画課長補佐</b></p> <p>皆さんお揃いになりましたので、定刻より若干早いですけれども、只今より第 21 回飯塚市都市計画審議会を開催いたします。私は本日の進行役を務めさせていただきます 都市計画課 課長補佐の田中 でございます。どうぞよろしくお願い致します。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、都市建設部部長の 菅より 一言ご挨拶申し上げます。</p> <p><b>菅都市建設部長</b></p> <p>皆様こんにちは。都市建設部長の菅でございます。</p> <p>本日、委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しいなかご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本日は次第書にもありますように、付議事項が 1 件、報告事項が 2 件ございます。</p> <p>いずれの案件も、前回の審議会で報告をさせていただきましたが、今回の議案第 1 号については審議案件でございます。それと、報告事項の 2 件につきましては前回からの経過報告となっております。</p> <p>今後につきましても、皆様方の、市民の代表としての忌憚のないご意見を賜りながら、都市計画を進め、その方針を決定していきたいと思っておりますので、お力添えの程、よろしくお願い致します。</p> <p>以上、簡単ではありますが、あいさつと代えさせていただきます。よろしくお願い致します。</p>

**田中都市計画課長補佐**

ありがとうございました。

続きまして、本審議会の成立について、ご報告いたします。

本日の審議会は、委員 16 名中、過半数以上の 13 名に出席して頂いておりますので、飯塚市都市計画審議会条例第 7 条第 3 項の規定により、会議が成立しております事をご報告いたします。

また、いいつか男女共同参画推進ネットワーク 副代表の <sup>たかくら</sup> 高倉 <sup>やすこ</sup> 安子 委員、

飯塚警察署 交通課長の <sup>みやざき</sup> 宮崎 <sup>きよみ</sup> 清己 委員、

飯塚市自治会連合会 副会長の <sup>こむら</sup> 小村 <sup>よしたか</sup> 義高 委員

につきましてはご都合のため欠席されております。

そして、国土交通省九州地方整備局北九州国道事務所 所長の <sup>つる</sup> 鶴 <sup>としのぶ</sup> 敏信

委員につきましては 代理で副所長の <sup>まつもと</sup> 松元 <sup>かつみ</sup> 勝美 様に、福岡県飯塚県

土整備事務所 所長の <sup>むらた</sup> 村田 <sup>やすひで</sup> 泰英 委員につきましても、副所長の

<sup>いりふね</sup> 入船 <sup>ときひろ</sup> 時弘 様に代理で出席いただいております。

本日の審議会に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

事前にお配りしておりました資料として、次第書と委員名簿が 1 枚ずつ、資料 1「飯塚都市計画区域の変更に係る都市計画の名称変更（飯塚市決定）について」が 5 ページで 1 綴り、

資料 3「飯塚都市計画公共下水道の変更（飯塚市決定）について」が 10 ページで 1 綴りとなっております。

また、当日配布の資料といたしまして、

資料 2「飯塚市立地適正化計画の策定について」が 1 綴りございます。

また、本日、お配りしております「飯塚市立地適正化計画案（たたき台）」というのが資料 2 の綴りとは別にお配りさせていただいておりますのでよろしくお願い致します。

以上の資料となっております。

また、資料とは別に、次回審議会の開催通知もお配りしておりますので確認していただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

なお、議事録作成の関係上、ご発言される時は挙手をしていただき、事務局がマイクをお持ち致しますので、お名前を述べられてからご発言をしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

それでは、依田会長に議事の進行を移したいと思えます。

依田会長、よろしくお願いいたします。

#### 議長（会長）

皆さんこんにちは。次第に沿って議事を進めて参りたいと思えますので、よろしくお願いいたします。座ったままで進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。先ほどお話しがありましたように、本日は 1 件の付議事項、2 件の報告事項となっております。

それではまず、議案第 1 号の説明を事務局よりお願いします。よろしくお願いいたします。

#### 議案第 1 号（都市計画課：堀江課長）

都市計画課長の堀江でございます。よろしくお願いいたします。

議案第 1 号 飯塚都市計画区域の変更に係る都市計画の名称変更（飯塚市決定）について、座ってご説明させていただきます。

名称変更に至った経緯等の詳細については、前回の 7 月 25 日に開催いたしました第 20 回の当審議会におきまして、事前に報告させていただきましたので、省略させていただきます。ご了承ください。

では、資料 1 の 1 ページをお開きください。

まず初めに 1 の概要についてですが、『現在、福岡県において県内 55 の都市計画区域を統合により、13 の都市計画区域にする手続きが行われており、飯塚都市計画区域におきましては、近隣の 5 市 5 町の都市計画区域と統合され、名称が筑豊広域都市計画区域に変更されます。それに伴い、本市の既決定の個別の都市計画について、都市計画法に基づく軽易な変更手続きにより、名称を変更するものでございます。

それでは、具体的統合内容でございますが、同ページの 2 に示しております。小さくて見にくくなっておりますが、左側に県全域の統合内容、そして、右側が筑豊地域を拡大した図を示しております。本市は、黒枠内の自治体で都市計画区域を有する自治体の区域と統合されます。現在の個別の都市計画区域名について下段に記載しておりますとおりでございます。統合によりこの 11 区域の名称が筑豊広域都市計画区域になるものでございます。

次に同ページの右側の上段の 3 に都市計画区域の統合に伴う事務手続きについて、項目毎に示しております。

4 つの項目を挙げておりますが、No. 1 の都市計画マスタープラン、No. 2 の

都市計画審議会、No.3 の市における今後の個別の都市計画の決定の 3 項目につきましては、従来どおりで変更はございません。

特に、委員の皆さまに直接関係がございます、No.2 の都市計画審議会及び、No.3 の市町村における今後の個別都市計画につきましては、統合された区域であらたに設置、審議するものではございません。従来どおりの市町村毎となります。

但し、No.4 の市における既決定の個別都市計画につきましては、都市計画区域の統合により、区域名の変更になりますことから、都市施設番号の変更もあわせて、名称変更の手続きが発生することになります。

なお、これらの変更の手続きにつきましては、都市計画法に基づく軽易な変更該当いたしますことから、同頁の右側の下段の軽易な変更で省略可能な手続きに記載のとおり、通常の手続きで必要となります市民を対象におこなわれます「案の縦覧」、「意見書の提出」につきましては、不要となりますが、3 項目目に記載しております「都市計画審議会への付議」につきましては、必要となりますことから、今回、付議させていただく次第でございます。

次に、2 ページをお開きください。

左側が計画書となり、付議させていただく内容を記載しております。上段に計画名、中段には計画内容、下段に理由を記載しております。

中段の変更内容について、名称変更の対象となるものが 102 項目ございます。そのため、「飯塚都市計画用途地域等を別紙の新旧対照表のとおり変更する」と記載しており、3 ページから 5 ページの別紙に記載しております。

なお、右側につきましては、本日を含めたこれまでの経緯及び今後のスケジュールについて記載しております。本日、変更への了承をいただければ、12 月中旬に決定の告示を行う予定でございます。

それでは、3 ページをお開きください。

まず、新旧対照表の構成についてですが、左側に旧名称、同じ行の右側に新名称を赤書きで記載しております。

右側の新名称についてですが、今回は区域の名称が変わるものでございますので、全ての項目について飯塚都市計画から筑豊広域都市計画に変更になります。また、都市施設番号が付設されております「都市計画道路」及び「都市計画公園」につきましては、統合された区域で、新たに連番で番号を付設することとなりますので、都市施設番号の変更が必要な個所のみ変更いたします。それを踏まえまして、具体的に変わる箇所を赤書きで示しております。

なお、今回は、都市計画区域の統合による名称変更であることから、3 ページから 5 ページに記載された項目ひとつひとつの説明は省略させていただきます。

以上で、「議案第 1 号 飯塚都市計画区域の変更に係る都市計画の名称変

更（飯塚市決定）」についての説明を終わりますが、最後に委員の皆さまにご報告させていただきます。

前回、7月25日に開催いたしました第20回飯塚市都市計画審議会におきまして、本日の付議案件に関する事項といたしまして、県が策定中の「都市計画区域マスタープラン」について報告させていただきました。その際、委員の皆さまに「案」をお配りし、8月10日を目途に意見の申し出を依頼したところでございますが、皆様からの意見の申し出はありませんでした。つきましては、その旨をご報告させていただくとともに、公私ともお忙しいなかご対応いただきましたことに深く感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。

議案第1号 飯塚都市計画区域の変更に係る都市計画の名称変更についての説明は以上でございます。

#### 議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。

以上、議案事項の説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

#### 委員

私は、今回の福岡県の都市計画決定によりと理由書きがありますけれども、これによって将来、市の権限や裁量権が縮小に向かう危険が無いのか、心配しております。

今回については1ページの3にありますように、都市計画区域の統合に伴う項目別の事務手続きの4ということで名称の変更ですよというような説明があつてはるんですけども、輕易なというようなことの中に心配があるのではないかと考えております。市の方としては、それをどのように考えてあるかお尋ねをしたいと思っております。

#### 堀江都市計画課長

今回、統合することによりまして、鉄道などの公共交通や商業、医療などの都市機能は広域的にサービスが提供されており、今後、人口減少、少子高齢化などの進展により、都市機能の縮小が課題となることから近隣市町が相互に連携、協力し、暮らしに必要な都市機能等を確保し、安心して暮らせる生活圏の形成が必要であるという認識をしております。今回、都市計画区域が統合されることにより、都市計画が都市の将来あるべき姿を想定し、都市を適正に発展させようとする方法や手法であることを意味することから先ほど述べました認識のもとにこれから各分野で取り組みが進められていくことが予想されます近隣市町と広域連携において市町間の理念の確立の一つと捉え、円滑に協議を進めることが出来るものと考えております。

議長（会長）

はい、委員どうぞ。

委員

今の説明であればですね、私はわざわざこういう名称変更をする必要はないと思うんですね。こういう名称変更をやろうとする背景にはですね、県の権限を拡大する、裁量権を拡大するという意向が根底にあるのではないかと、つまり、それぞれの自治体、本市にとっては飯塚市の権限、裁量権を縮小するものではないかということが根底にあるのではないかということを考えざるを得ません。例えば、本市の都市マスタープランで白旗山周辺については緑地保全という街づくり方針になっているのをですね、承知の上で県知事が大規模な林地開発を許可するというようなことが起こり、その矛盾については今日も続いているわけですね。そういう流れがある中で、地域住民、本市の基本的な街づくりの方針に対する思いを、また、権限と裁量権を縮小させることにつながりかねないと思います。したがって私としてはですね、軽易な名称変更及び先ほど事務局から説明があった趣旨であれば、わざわざこのように名称変更する必要がないのではないかと、と思います。

議長（会長）

はい、それについていかがでしょうか。

堀江都市計画課長

この名称変更につきましては、県の考えという分については、前回の審議会の中でもご報告させていただきましたけど、委員が心配されておりますことにつきましては、本市の市町村マスタープランで地域に密着した視点から市町村の都市計画の詳細な方針を策定するという部分を載せておりますので、それに乗っ取りまして、今後も進めていきたいという風に考えております。

委員

それは当然のことと思いますけれども、今回の福岡県の都市計画決定の背景、根底にあるものについては先ほど言ったように私は考えざるを得ない具体的な実例がありますので、その意見は変わらないと思います。

議長（会長）

はい、委員。

**委員**

委員に若干関連してくると思いますが、これ今度の都市計画関係では、全国的に名称の広域化というのを図られているんですかね。前、気づくべきだったのかどうかは知りませんが。

**議長（会長）**

それについては、事務局、いかがですか。

**堀江都市計画課長**

はい、現在ですね、大阪等を始め、全国的にそういう風な見直しをしている時期ではあります。

**委員**

はい、わかりました。せっかくですから、全国的な流れも含めて、委員が言われているのは一つの意見として、私は理解しますが。せっかくですから県土整備事務所の方、見えてありますよね。主導機関が来てあるので、意見を聞かれたらどうですか。

**議長（会長）**

代理でいらっしゃるんですけど、いかがですか。

**委員**

まず、最初に私の立場は、あくまでこの件に関しまして、都市計画において福岡県を代表して来ているわけではないということが第一点でございます。まず、私の立場は、代理で来ておりますけれども、県の出先機関である飯塚県土整備事務所において飯塚市様が決定されていく都市計画に対していずれかというような観点で来ております。さらに申しますと、この都市計画決定は都市計画法に基づいて行われていると思いますので、県がしたことは県の都市計画審議会の中で十分審議されて決定されてきているものだろうと思います。

**委員**

はい、わかりました。理解しました。委員、そういうことらしいですから。  
いいですか。

**議長（会長）**

先ほど説明もありましたようにマスタープラン等は従来通り、市が作成するという事になっておりますので、大きく変わるということはないとは思いますが、その辺はいかがでしょうか。

**菅都市建設部長**

都市計画に関する重要な案件は、飯塚市のこの審議会を通さないと、今後あらゆる場面におきましてですね、当然、今回の軽微な変更につきましても、こういう風な審議会を通してしておりますので、心配されているような案件が出ればですね、審議会の場面で皆様の意見を聞きながらという形になろうかと思っておりますので、ここにある3つの項目1、2、3については従来通りという風に、我々もしっかり県の方にも伝えて参りますのでよろしくお願ひしたいという風に思っております。そういうことでございます。

**議長（会長）**

委員よろしいでしょうか。

**委員**

くどいようですけれども、先ほどの事務局の説明のとおりだとすればわざわざ名称をこのように変える必要はなくて、従来通りの名称で協議を続ければいいわけですね。さらに大きく変わることはないというのであればですね、変える必要はないと。先ほど言われたような程度の趣旨、大きく変わることはないというこのように安易に名称を変えていいのか、それと、本当の狙いと、今後起こりうる可能性の問題について我々は審議する必要があるのではないかと思うんですよ。それから言えば先ほどすでに申し上げましたとおり、本市が策定した方針と全く矛盾する態度を現実、福岡県が取っているという問題等考えればですね、これは本市の権限や裁量権を縮小させる流れにつながっていきかねないそういう危険を感じるんですね。ですから、わざわざ福岡県が変えたからといって本市が自ら名称を変える必要がなく従来通りの名称で飯塚という名称を残して構わないという風に今の状況では申し上げざるを得ないですね。

**議長（会長）**

いかがでしょうか。

**堀江都市計画課長**

はい、今、意見が出ておりますけれども、前回報告させていただきましたが、今回の付議はそういう風な形で県の方が統一して名称変更を行うということになっておりますので、その名称の変更の必要性において審議をしていただくと、付議をするということになっております。それで先ほど説明させていただきました3ページから5ページになりますけどその名称について変更してもよろしいかという風なことでの理解をよろしくお願ひします。

**委員**

ですから、その道路を特定するときにはですね、例えばですよ、番号を付けて川津・相田線とかになりますね。現在であれば、飯塚都市計画道路ということになりますので、その道路が飯塚のものであると。飯塚の事を話しているということが広域で話す場合もすぐわかるわけですね。ところが、広域で協議するときには筑豊広域都市計画道路川津・相田線という風になったときに飯塚の話なのか田川の話なのか、どこの話なのかということにもなりかねないと思います。むしろきちんとそれぞれの地域の特性や歴史、伝統、地域住民の要求等を考慮してですね、最も良い物を目指して議論しようとするれば、道路の名前に飯塚だとか田川だとか冠としておいた方が広域協議がしやすいのではないのでしょうか。

**堀江都市計画課長**

赤く記載しております筑豊広域ということで変わった場合にわかりにくいのではないかとということでございますが、この都市計画道路、また都市公園、都市計画公園、この部分につきましてはこの都市計画審議会でも話していくということになりますので、他の地域と間違えだとか紛らわしいだとか、そういう風なことはございませんので、一応報告いたしておきます。

**委員**

それであればなおのことですね、筑豊広域という風に名前を変える必要は全くないという風になりませんか。

**議長（会長）**

この案件についてはですね、筑豊広域というところに入っている自治体ですね、飯塚だけではなくて、直方とか田川、川崎も私絡んでいるんですけども、そういったところもそれぞれ審議会を立てて検討して付議を出しているということになっております。他の自治体は異論はないということになってますけれども、もしこれで飯塚市だけ名称変更しないとするとそれはないですよ。

**堀江都市計画課長**

この分につきましては、前回報告をさせていただきましたけれども、県の都市計画マスタープランの中でこういう風な名称に変わるということでございます。

**議長（会長）**

それに対して、委員の皆様にご意見を求めたわけですが、8月10

日までに意見が出なかったということで、今回、この議案が出ているということになるかと思えますけれども。

**委員**

私についていえばですね、8月10日を待つまでもなく、前回の都市計画審議会で本日と同様の意見を述べております。ですから事務局としては意見があったものとして理解すべきだと思いますけれども。

**議長（会長）**

意見が出たということですが、その辺はいかがでしょうか。

**委員**

ですから、8月10日までに意見が出てないので、今日、意見を言うのがおかしいという趣旨であればですね、そういうことではないでしょうということが言いたかった訳です。今からここでそういうことを言うんですかということであれば、そうではありませんねということをお願いいたすね。今日、議案提出があつている訳ですから、それに対する質疑、意見を述べるという場ですから。発言していることはルールにのっとっているという風に思っておりますが。

**議長（会長）**

この件についてはどういう風に、他の委員の皆さんのご意見もあればと思えますけれども。

**委員**

今日の意見は今日の意見としてとらえるべきだと思います。ただ8月10日の話っていうのは一般的な意見を求めるという話だろうからですね、それで意見が出なかったと。それで委員として言っていることは本日の議題としては当然だと思います。それで本日の中で、これが正しいのかということは皆さんのご意見がどうなのかというのは、聞くべきか、採決すべきかの問題だろうと思います。特定の意見だけを突出させるのはいけないと思います。せっかく審議会ですから。

**議長（会長）**

委員はどのような風にお考えですか。

**委員**

私はそういう考えです。

**議長（会長）**

委員からのご意見がありましたけれども、それに対して名称変更しないでもいいというご意見でしたけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

**委員**

事務局が提案した名称等について変更することについては、委員は一委員として話されましたので、それはそれで大事というか、意見としてとらえるべきじゃないかと思ってます。ただ他の委員がそれに対してどういう判断するかというのは別問題だと思います。

**委員**

事務局にお尋ねしますが、いいですか。  
議事の進んでいくのはどういう風に考えているんですか。提案してですね、今日、これに対して結論出すんですよ。今、議案に対して、質疑が行われていますよね。意見は意見でいいんですが、他の方がどう思っているというのは、採決するとかですね、そういう形で進めていかないと、きちっと議事進行の在り方っていうのをね、議長と打ち合わせして事前にやり取りしておかないと、一人の意見は意見で、これに賛成するか、しないかをどこで諮るのかがはっきりしないと、今、委員がおっしゃっているようにね、意見は意見でいいではないかと、それについて賛否はどうかという形にしたらどうかと思うんですけども、そういうところをきちっと抑えていかないと時間がかかってしょうがないですよ。これは、県からいつてるけれども、先ほど、県土整備事務所の方が言われてましたけど、都市計画法に基づいて国から来たもので、県はそれにしたがって、こういう形で55ヶ所が13ヶ所にまとめておりますということですよ。これに対して、委員は県の圧力なんじゃないかという意見を出しているということですよ。もしあれだったらですね、賛否を問われて、そして質疑の中でこういう意見があったということを転記して県の方に届けるとかですね、そういうやり方をやるべきじゃないんですか。

**議長（会長）**

まず他の委員の方からご意見があれば、お願いしたいと思います。最終的には今、言いましたように賛成、反対と双方があることから、都市計画審議会の条例第7条4項の規定で、採決ということになっておりますので、賛成、反対について採決を取ることになるかと思えます。他の委員の方、ご意見ございませんでしょうか。  
そうしましたら、この議案第1号については、今、言いましたように、名称変更について、賛成、反対の双方があることから、条例の7条4項に基

づいて採決を取りたいと思います。よろしいですね。それでは、ただいまの第1号議案について、賛成の方、挙手をお願いしたいと思います。

**委員**

異議あり。代理の方に採決に参加する資格はあるんですか。

**議長（会長）**

代理の方ですね。

**委員**

代理出席を認めているんですよ。

**議長（会長）**

一応認めてますよね。

**委員**

代理出席を認めているということは賛否に参加する権限はあるんじゃないですか。

**委員**

代理はね、審議委員とは違いますから、出席要件には入らないし、審議するときにはですよ、出席の定足数の中には完全には入らないし、もちろん、採決には加われないと思いますよ。個人が審議委員ですから。個人が来ない以上ね、もちろん採決は参加できないと。これが筋じゃないですか。

**堀江都市計画課長**

こちらの方はですね、政令の中に審議会の議事は出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決すところによるということで臨時委員についても委員として認めるということになっております。

**委員**

今日、お見えになっている方は臨時委員。どこでその方が臨時委員だということを認めたんですか。代理ということでも規定にある臨時委員とは認めないでしょ。代理イコール臨時委員という風になってるんですか。委嘱受けてるのはその個人じゃないんですか、一人一人の。意見が都合の悪い場合は、正式な委員が休んで代理の意見をもって、変えるということになりかねないじゃないですか。

**議長（会長）**

ちょっと今、条例等持ち合わせてないんですけれども、事務局の方がいいでしょうか。

**委員**

事務局は少しそういうところを手抜きしとるんやない。普通やったら、個人の委員だから、それに対する代理出席やったら代理委任状とかそういう然るべき処置があるべきだと思います。そういう制度はある。

**委員**

委員が言われていることは、事務局の方で調べられていると思いますので、全体を入れた場合の採決と外した場合の採決でこの議案を終わらせていただくということでしょうかと思います。

**委員**

いや、そういうのはまずいですよ。だからね、ルール通りのことをしてですね、今日は全員で16人でしょ。出席が何人だから成立してるとか確認したのかな。そうであればですね、過半数だから何人以上賛成で可決になりますということを宣言してですね、それから採択に、採決に移っていくということになると思います。

**委員**

今、委員が言ったようにですね、事務局はまだ整理がついてないと思う。今時点では、議長の職権でですね、代理は置いといて本委員がおられる部分で採決したらどうですか。出席者数はそれでも足りてますので。

**議長（会長）**

もう一度確認をしていただけますか。

**委員**

委員のおっしゃる通りでいいと思います。それで取り計らっていただければ結構じゃないかと私は思います。

**委員**

私は代理の方がね、いるところの臨時委員に該当するんだったらね、当然その権利を認めてね。

**委員**

それは議長の職権で疑義があると代理の方は最初に言われてますから

ね。それを、権限があるというのを取り計らってないからということ言われているんですから、それを考えると委員がおっしゃるような形で、今回二人の方には外れていただいて。ご迷惑をおかけしますけれども。それを議長の職権でみんなに諮っていただいて。

**委員**

それは職権でもないし、諮ることでもないでしょう。その方が臨時委員であれば、

**委員**

あなたが言ってるのよ。あなたが認めないって言ってる。事務局の説明に整合性がないって言ってるから、今、委員長に調整に入っているから。

**委員**

その方達が臨時委員に該当するかどうか確認すればいいだけの事ですよ。議長の職権とかここで諮ってね、その方のもしかしたらあるかもしれない採決権をね、奪うというのはおかしいです。議長にその権利はないと思います。

**堀江都市計画課長**

今おっしゃられているとおり、今回、代理出席者には委任状をもらっていませんので臨時委員ということでは認められていないのかなという風に思いますので、ただし代理ということで出席いただいておりますので、審議会の議事につきましては、過半数の中に入っていると。ただし、審議についてはですね、今回、委任状も取っていないということもありますので、正式な委員の中で議を取るという風なことの方がよろしいかなと思います。

**議長（会長）**

そうしますと、代理で出席されている方は採決には入らないということで、その中で過半数かどうかということで決まるということになります。よろしいですか。

**委員**

11人の過半数で、6人で可決ということですね。

**議長（会長）**

そうですね。過半数ということですので。

**議長（会長）**

よろしいでしょうか。それでは代理で出席されている方は、申し訳ありませんが採決には参加しないということでお願いしたいと思います。

それでは第1号議案について、賛成の方は挙手をお願いしたいと思います。

反対の方、挙手をお願いしたいと思います。

そうしますと、9名の賛成ということで、賛成多数ということで可決となります。よろしいでしょうか。

そうしましたら、第1号議案については原案通り承認という風にさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、その次、報告事項に移りたいと思います。報告事項第1号、こちらにつきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

**報告第1号（地域連携都市政策室：久原室長）**

地域連携都市政策室の久原と申します。それでは私の方からは飯塚市立地適正化計画の策定の状況について報告をさせていただきます。

立地適正化計画の進捗状況については、前回の7月の都市計画審議会において、計画素案をお配りし、計画の基本的な方向性などについて説明をさせていただきました。

その後、9月12日に計画案とともに都市機能誘導区域案、居住誘導区域案を公表し、市民の皆様からのご意見を募集したところです。公表とともに、市内12地区で自治会長会やまちづくり協議会の会合を捉えて計画案の説明をさせていただきました。市民の皆様からいただいたご意見は後程ご紹介させていただきますが、本日の都市計画審議会では、計画案の概要を、区域の設定を中心に説明させていただきます。

本日お配りしております冊子の計画案は、112ページにわたっておりますので、本日は計画案に沿って、概要をピンク色のA4サイズのパワーポイントの資料にまとめましたので、ただいまからはそちらを使って説明をさせていただきます。

それでは資料の方はよろしいでしょうか。

パワーポイント資料の右下のページ番号をご案内しながら説明を進めさせていただきますが、計画の概要などこれまでの審議会でも説明させていただいた内容については、資料ページの確認にとどめ、特に区域案について少し詳しく説明をさせていただこうと思っております。

それでは資料をお開きください。

まず、資料の1ページには、立地適正化計画の概要をまとめております。それから、2ページには計画に記載する内容を整理しております。3ページは、この計画の位置づけをポンチ絵で整理しております。

4ページからは飯塚市立地適正化計画の基本事項を示しておりますが、(1)にこの計画を適用する区域は都市計画区域全域を計画区域とすること、(2)には計画期間のこと、5ページには(3)には計画の策定体制について示しております。6ページには(4)として、計画策定のスケジュールを示しております。このスケジュールについて少し説明をさせていただきます。

当初、計画の完成を10月を目途としておりましたが、区域案を含む計画案について、9月から10月にかけて12地区で説明会を行っております。地区においては複数回の開催を要望される地区もあり、計画に対する丁寧な説明を行っていく必要があることから、地区における説明会の開催期間を11月まで延長することといたしました。このため、外部組織である地域連携都市政策協議会の開催もこの住民説明会開催後に開催することとしたため、計画の決定を12月以降に変更しようと考えております。

資料7ページには飯塚市が抱える、人口減少がもたらす課題を示しております。次の8ページには飯塚市の特性を示し、9ページには、先ほどの課題、人口減少による生活利便性の低下、地域活力の低下に対して、この計画の根底にある拠点連携型の都市構造を基盤としながら、飯塚市の特性を生かしたまちづくりを進めることで、本市の総合計画に示すまちづくりを目指していくことをポンチ絵で整理しております。

10ページのところでは、拠点連携型の都市構造を基盤として、具体的にどのようなまちづくりを進めていこうとしているのかを示しております。

具体的には、一つの方針として、将来の暮らしを支える生活環境づくりと飯塚市の魅力を高める都市環境づくりを計画におけるまちづくりの基本的な方針として、それぞれの方針に4つの施策の考え方を示しております。

まちづくりの基本的な方針と関連して、立地適正化計画の中では資料11ページに示しているとおり「都市機能の拡散防止のための公的不動産の活用方針」も示しております。本市の公的不動産に関しては、公共施設等総合管理計画の策定が行われており、この立地適正化計画はこの計画とも連携を図った計画であることから、立地適正化計画内に記載を行っているところです。

また、12 ページになりますが、計画案においては、都市機能の確保のため、また圏域での暮らしを維持していくため「近隣市町村」との広域連携の推進の重要性を改めて記載しております。

13 ページについては、都市の骨格構造を形成する拠点および拠点連携の考え方として、本市の立地適正化計画においては都市計画マスタープランに示している中心拠点、地域拠点に加え、現在の地区公民館周辺にコミュニティ拠点を設定しようとすることを示しております。

14 ページから、具体的に区域設定の方法について示しております。  
14 ページの都市機能誘導区域設定の考え方については、5月に公表した素案においても示していたところです。15 ページのところには、本市の都市機能誘導区域は、都市機能の集積等から中心拠点型、支所周辺の地域拠点型、そして公民館周辺のコミュニティ拠点型、市内の3大学と中心とした学園都市型、そしてそれ以外のエリアで都市機能や人口が集中している地域を暮らし拠点型の5つの型に分類して設定することを示しております。

16 ページから 21 ページにかけては、公共交通の便利さや都市機能の集積状況、人口密度の状況など、それぞれの区域の類型ごとに客観的な指標をもって抽出したそのフローチャートを示しております。

16 ページをご覧いただきたいと思いますがこちらの方に、都市機能誘導区域は、最寄のバス停や鉄道駅の公共交通施設を中心とした半径800m、あるいは500mの円を基本に、周辺の土地利用の状況などを加味して、区域を設定したことを示しています。  
ただし、破線で囲んでおりますとおり、土砂災害警戒区域などの災害リスクの高い区域や都市計画上の用途地域の指定のない地域は、区域設定から除外しております。

17 ページには、中心拠点型と地域拠点型の都市機能誘導区域の抽出方法、18 ページはコミュニティ拠点型の都市機能誘導区域の抽出方法、19 ページ、20 ページには暮らし維持型の都市機能誘導区域の抽出方法を、そして21 ページには大学を本市の魅力を高める都市機能として位置づけた都市機能誘導区域の抽出方法を示しています。

22 ページは、都市機能誘導区域を設定した箇所全体と都市機能誘導施設との関係について表示しております。こちら都市機能誘導区域については、後程図面を見ながらご説明させていただこうと思っております。

23 ページには、都市機能誘導施設の立地を誘導するために講ずべき施策に関する事項として、  
民間活力の活用による都市機能の誘導、  
都市機能の誘導と一体となった居住の誘導  
地域の魅力を高める拠点形成と拠点間連携の促進  
都市的土地利用の促進として、用途地域の指定のないエリアの都市的土地利用を進めるための用途地域の見直しを掲げております。

24 ページには、居住誘導区域の設定の考え方を示し、この考え方に沿って具体的に区域を設定する方法として、25 ページにそのフローチャートを示しております。  
居住誘導区域の設定は、都市機能誘導区域周辺の公共交通の便利な地域で、人口密度の比較的高い地域を抽出しております。  
抽出した結果の区域を後程図面でご説明をさせていただきます。

26 ページには、居住を誘導するために講ずべき施策に関する事項として、  
公的不動産の活用  
空き家対策  
医療・福祉との連携  
豊かなコミュニティの形成  
官民の連携による住宅の供給の 5 項目を掲げております。

27 ページには、計画の進捗状況を計る指標として、冒頭に説明いたしましたまちづくりの基本的な方針に沿って掲げた 8 項目の施策の方向性ごとに、評価指標を設定して、進捗状況を計っていきたいと考えていることを示しております。

また、この計画の最終的なアウトカムとオレンジ色の帯をかけておりますが、健康寿命の延伸を計画の目標値に設定したいと考えております。  
ご参考までに、28 ページに飯塚市の平均寿命と健康寿命を算定した数値を記載しております。飯塚市の健康寿命は、介護保険の認定状況のデータを用いて、日常生活動作が自立している期間の平均を算定したのですが、中段のグラフをご覧くださいとお分かりのとおり、平均寿命と健康寿命には男女ともに開きがあります。この開きを埋めていくことを立地適正化計画の目標として設定できないか考えているところです。  
特に歩いて暮らせる範囲内に都市機能が立地していくことと公共交通を利用してそれらを利用するとともに、地域でのコミュニティ活動の活発化によって、健康寿命に効果が現れることを期待して設定するものです。

なお、この目標設定については、次回第 6 回の地域連携都市政策協議会で委員の皆様と協議していきたいと考えております。

29 ページには計画の評価体制について示しております。今後、この都市計画審議会において、第3者の立場から計画の進捗管理と評価を行っていただきたいと考えております。

それでは、区域について説明させていただきます。  
「都市機能誘導区域案」と左上に記しております A3 サイズの図面をご覧ください。

この資料 1 ページが都市機能誘導区域案の全体図です。  
先ほどお伝えしました区域の類型ごとに色分けをして示しております。オレンジ色が中心拠点型、黄色が地域拠点型、紫がコミュニティー拠点型、緑色が暮らし拠点型、そして青色が学園都市型という風になっております。

2 ページから 4 ページにかけては、区域の類型ごとに示した全体図、そして 5 ページからは用途地域の図面に重ねて作成した、各区域の詳細図面を添付しております。

こちらの方は中心拠点型、それから次のページには穂波地区周辺の地域拠点型、次が庄内地区周辺の地域拠点型、次が筑穂地区周辺の地域拠点型、次が穎田地区周辺の地域拠点型という風に具体的な区域の詳細図をこちらの方で示しております。

続いて、居住誘導区域案について説明します。

こちらの方もやはり、左上に居住誘導区域案と示しております A3 サイズの資料の方を図面をご用意いただきたいと思います。

居住誘導区域は、先ほど説明いたしました都市機能誘導区域を含んで設定しております。このため、1 ページの図面は、黄色とそれから緑色の色がついているエリアがすべて居住誘導区域案となります。2 ページ以降は、都市機能誘導区域の各区域に合わせて居住誘導区域を設定した詳細図面を添付しております。少し色が重なって見づらいと思いますが、オレンジ色のラインを残しているところが都市機能誘導区域で、その周辺の緑色の太いラインの内側が居住誘導区域となります。なお、この図面の中の黄土色の色がついて緑で囲まれているところは、災害リスクの高いエリアとなっております。こちらのエリアはこの居住誘導区域から除くことを示しております。

この図面の 17 ページをご覧くださいと思います。17 ページのところには居住誘導区域の設定において基本とした、交通便利地域と居住誘導区域との関係、それから 18 ページのところには人口密度と居住誘導区域の関係、それから最後 19 ページのところには用途地域と居住誘導区域の

関係を示した資料を参考として添付しております。こういったデータを参考にしながら居住誘導区域の設定を行っております。

なお、これら図面と計画案については、広く市民に公表しご意見をいただくために市ホームページに掲載するほか、本庁、各支所、中央公民館、12 地区公民館に設置するとともに、12 地区の自治会長会やまちづくり協議会を基本に説明会を開催させていただきました。

9 月から 10 月にかけて開催しました説明会での意見等とそれに対する回答を資料 2 にまとめておりますのでそちらの方をご覧いただきたいと思っております。

そちらの方の資料は各地区ごとにいただいたご意見とそれに対しまして飯塚市の方で回答いたしました内容を一覧表にしてまとめております。今後の予定としては、先ほどもお伝えしましたとおり、各地区での説明会を終えたのち、第 6 回の地域連携都市政策協議会を開催して、12 月以降に計画を決定していきたいと考えております。

以上で、計画の説明を終わらせていただきます。

#### 議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。

以上、報告第 1 号に関する説明が終わりましたが、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

#### 委員

きれいな説明でわかりやすかったと思うんですけども、この流れでいくとですね、本市内の限界集落と呼ばれるところをはじめとしてですね、なかなか増えて住みにくいところがあると思うんですけども、そういう集落がこの計画によって、どのように変化していくとお考えかお尋ねをしたいと思っております。

#### 久原地域連携都市政策室長

12 地区の説明会に参加しても、今、委員がおっしゃられたような意見をいただいたところです。確かにこの計画はそういった区域外にお住いの方々の生活をなんとか守っていこうと、そういった視点に立った計画になっております。ある程度、都市機能が集積しているところの、商業や医療の都市機能を守っていくためにはある程度、拠点を設定し、そこに集約し、区域外の方々が集まってきてサービスを利用する、そういう風な形を取っていかなければ、拡散型の都市形態では、都市機能が維持できないのではないかと、そういった風に考えておりますので、こういった計画を策定

することによって、限界集落の方々の生活も守っていくという風なスタンスでこの計画を策定しております。

**委員**

もう一つ聞きたいと思いますけれども、それではこれによってですね、居住誘導ということなんですけれども、誘導されてこのエリアに居住する人たちというのは、どういう方々を想定していますか。

**議長（会長）**

居住者ですね、それについて。

**久原地域連携都市政策室長**

特に高齢の方とか若い方とか対象世代をイメージしているものではありませんが、こういった区域は、特に、今後、将来的に車が無くても生活できるような、そういったこと考えながら設定をしておりますので、特に今後、高齢の方などが将来のお住まいを考えるうえでは、こういうところは選択肢の一つになるかなという風に思っております。それから、飯塚市の方では特に人口減少、他の多くの自治体もそうですが、人口減少を迎えております中で、なんとかこういった住みやすい地域を作っていくことで市外からの居住者も誘導したいという風に考えております。またそういった区域を設定することで新たな開発、農地を守っていくような、そういった新たな開発を抑制しながら、ある程度秩序ある土地利用を行っていくような、住みよい環境を作っていきたいという風に考えております。

**委員**

最後にしようと思うんですけれども、居住誘導の関わり合いで市有地を民間に売却するという発想があると思いますけれども、すでに地域の拠点となっている、そしてなっていた小中学校統廃合がすすんで、その跡地について、市がすでに民間売却を基本とするというような考え方を示しておりましたけれども、一部の学校については地域の住民の皆さんの要望に基づく利活用優先ということも言っております。それで、この全体の考え方として、学校というのはそもそもそういう風にして育ってきたわけですから。ここを売れば、居住者は増えるだろうというようなこと、その側面だけで考えるのは間違いではないかと思っておりますけど、どうお考えでしょうか。

**久原地域連携都市政策室長**

今回、この計画の中で居住誘導区域を設定したところは、今すでに人口密度がある程度高く、また、交通の便利が良い地域を設定しております。このため、飯塚市内の小中学校の再編が行われて、跡地も出てきています

けれども、そういった跡地に関しましても、こういった交通の便利の良い、またある程度の人口が集中しているようなエリアのところは、跡地につきましては居住誘導区域を貼っておりますが、現在、土地利用の方針が決まっていない、そういった跡地については現在、特に方針の方は定めておりません。ただ、飯塚市の方ではなるべく市有地については売却の方向性ではございますが、一応、立地適正化計画の中においては、居住誘導区域の在り方も考えながら、跡地につきましては整備をしているところでございます。

#### 委員

学校については歴史的背景もあり、特別の考え方を持ってですね、地域住民が第一義的に利活用できるようにするべきではないかと思うのもう一つは居住誘導といった場合、民間の活力という風に言われますけれども、適切な規模の公営住宅を作っていくというのも非常に重要だと思うんですね。管理戸数を増やさない、減らしていくという方向をたどっていますけれども、公営住宅についての考え方はどのようになっていますか。

#### 久原地域連携都市政策室長

確かにおっしゃるとおり、住宅の状況については民間によるところだけでなく、公的にも確保していかなければならないという風に考えております。ただいま委員の話にありましたとおり、適正な規模を考えていくという風なことは、今後の公共施設のあり方が人口減少を迎える中で考えていかなければならないという風に考えております。ただ、公営住宅につきましてはお住まいの方々の将来の暮らしをいかに守っていけるか、そういった視点を持ちながら今後、公営住宅の立地状況だとか、それから規模については考えていかなければならないと思っております。

#### 委員

本当に最後にしますけど、公営住宅という点でいくとですね、集合住宅、ビルを6階建て、7階建ての県営住宅とか市営住宅を建てることだけではないと思うんですよね。それですでに空き家が生じているものを市が借り上げて貸し付けるとかというような発想でいけば、中心部、周辺部を問わずにですね、住宅に困窮する方々に貢献できるのではないかと思いますので、それを述べておきたいと思います。

#### 議長（会長）

はい、どうもありがとうございました。

他にご意見ありませんでしょうか。

今、出された意見につきましては、地域連携都市政策協議会の方に戻して検討をしていただければと思います。

#### 委員

終わりがけで申し訳ないんですが、筑穂では12公民館で開催していただいて、ほぼ理解していると思うんですけども、自分の昔の経験、立場から考えてですね、商業地域とかいうのはですね、12公民館だけ説明されてありますけど、大店法が変わってから商業地域は大幅に変わってきたんですよ。たぶん、委員もおられるので、農地問題も大店法の関連で緩和しないとイケないところもたくさん出てきてますので、大店法関係の意見は全然上がってないでしょ。ある日突然、色んな店をパッと持って来たりしますからね。深く考えないとイケないです。ある程度、大店法が改正されたから。大店法が変わったのは10年近く前ですかね。そういうこともありますからね。一度、大店法の調査をされたらいかがですかねと思います。後になるかと思えますけれども。そういう風なデータをもらった方がいいような気がしてなりませんので、ご意見です。

#### 議長（会長）

貴重な意見、ありがとうございました。  
また協議会の方があると思えますので、その結果をまた次回の審議会に出していただければと思います。どうもありがとうございました。  
以上を持ちまして、報告第1号の審議を終了したいと思います。  
続きまして、報告第2号について事務局より説明をお願いしたいと思います。

#### 報告第2号（下水道課：名富課長）

下水道課課長の名富でございます。  
よろしく願いいたします。  
報告第2号飯塚都市計画公共下水道の変更（飯塚市決定）について、座って説明をさせていただきます。  
前回の都市計画審議会におきまして、地元説明会でご了解いただきました区域をご報告させていただきました。その内容につきまして福岡県農政担当部署である水田農業振興課と農地について協議を重ねて参りました。その結果、区域の一部に変更が生じたので、今回、ご報告させていただきます。前回の審議会におきまして県との協議によって変更が生じれば再度、報告する旨を申し上げておりました。また、区域における農地の詳細な設定要件について、前回、説明不足でございましたので、お詫び申し上げるとともに協議内容についてご説明申し上げます。  
資料3の1ページをお願いします。  
前回の都市計画審議会から伊川地区の都市計画決定区域に変更がありますので、新旧対照図で説明をさせていただきます。  
左側の図は、前回の審議会でご説明いたしました伊川地区の都市計画区

域図でございます。

右側の図は、今回変更になった区域図になっております。変更後の図面を10ページに拡大して参考図としておりますので、お開きください。都市計画法第二条の条文によりますと「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする」となっておりますことから、区域に含まれる農地について前回審議会の後、8月から福岡県水田農業振興課と協議を重ねた結果、0.07ヘクタール削除する区域を確定し変更したものです。

青色で着色している箇所が前回区域から削除を予定している農地であります。黄土色に見えるところがございますが、緑色で着色している箇所は、区域に含まれている農地であります。

2ページをお願いします。

農地区分と許可基準について説明をいたします。

農地は、農用地区内農地、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地に区分されており、原則農地転用が許可されるのは、第2種農地と第3種農地となっております。

もう一度、10ページをお願いいたします。

伊川地区の都市計画決定区域には、第1種農地、第2種農地、第3種農地が含まれておりますが、緑色で着色した第2種農地、第3種農地は区域に含むことができますが、青色で着色した農地は、宅地や河川等で分断しておらず10ヘクタール以上の連続する一団の農地に含まれることから第1種農地になり、協議の結果、農地転用の許可は出来ないとの県の方針、理由によりまして区域から除外することにしております。

また、黒色斜線で表示した用途地域内にある緑色で着色した第3種農地は、転用の可能性があるとの理由から削除対象外（区域に含む）になっております。

相田地区については、農地は含まれておりませんので、前回の区域と変更はございません。

3ページをお願いいたします。

左側の都市計画下水道の変更概要を説明します。

排水区域は、汚水が約2,245ヘクタールに約22ヘクタールを追加して約2,267ヘクタールになります。内訳は伊川地区19.63ヘクタール、相田地区2.54ヘクタールでございます。雨水が約2,316ヘクタールに約22ヘクタールを追加して約2,338ヘクタールになります。

追加理由は、公共水域の水質保全、地域住民の生活環境の改善を図るために今回区域を追加するものです。

右側のスケジュールについてご説明いたします。

先ほども説明いたしましたが、8月に福岡県との農地に関する協議を実施し、9月7日から9月21日まで市報や市のホームページで案の縦覧に供していましたが縦覧された方はおられませんでした。

都市計画の法定縦覧を11月中旬から2週間予定しています。その後、12月中旬に開催予定の都市計画審議会に付議を行い、ご了承いただきましたら県への法定協議を平成29年1月上旬に行いまして、県の回答を11月中旬に受けた後、県都市計画決定公示を1月下旬に予定しております。日程につきましては予定でございますので、多少のずれで前後する場合がございます。ご承知おきいただきますようお願い致します。

4ページをお願いいたします。

汚水区域の総括図でございます。

拡大する区域の内訳といたしましては、伊川地区が19.63ヘクタール図面中央、左側、せき損センターの北側になります。相田地区の2.54ヘクタールについては伊川地区の右上側のけやき台団地南側になります。この区域を追加する予定です。

また、黒く網掛けしている部分はすでに都市計画決定をしている箇所でございます。

5ページをお願いいたします。

伊川地区の汚水計画図でございます。

先ほどの農地の削除箇所を整理したものを表示しております。

6ページをお願いいたします。

相田地区の汚水計画図でございます。

前回の区域から変更はありません。

7ページから9ページについては、伊川地区、相田地区の雨水総括図、雨水計画図をつけておりますが、只今ご説明いたしました汚水の内容と理由や追加範囲全てが同様の内容でございますので、割愛させていただきます。

なお、今回の議案第1号で都市計画の名称変更に伴いまして飯塚都市計画公共下水道の名称は、付議、公示後は、筑豊広域都市計画公共下水道に名称が変更になりますので報告させていただきます。ここで名称の訂正がございます。5ページをお願い致します。現時点では飯塚都市計画下水道とするところを筑豊広域都市計画下水道としておりましたので、筑豊広域を飯塚市と訂正方お願い致します。同じく6ページも筑豊広域を飯塚市へ、8ページも筑豊広域を飯塚市へ、9ページも筑豊広域を飯塚市へ訂正方お願い致します。

以上、飯塚都市計画公共下水道の変更についての説明を終わります。

議長（会長）

はい、説明どうもありがとうございました。

今、報告第2号について説明がされましたけれども、この件につきまして、ご質問やご意見がございましたらお願いいたします。

最後は飯塚市ではなくて飯塚ですよ。

名富下水道課長

説明の中で私、飯塚市と申し上げましたけど、正しくは飯塚ですね。重ねてお詫び申し上げます。筑豊広域を飯塚と訂正お願い申し上げます。

議長（会長）

はい、承知しました。ご意見、ご質問ございませんでしょうか。委員、どうぞ。

委員

10 ページ見ながらお尋ねしますけれども、紫色が、青と言われたかね、でもいいんだけど、7箇所ありますね。この第一種農地が7箇所あるのに、これを含めて、なぜ県との協議に臨んだのかね、お尋ねをしたいと思います。

議長（会長）

事務局、お願い致します。

名富下水道課長

前回の審議会でご報告させていただいたときには、地元の説明会に基づきまして、この区域ということで、第一種農地、第二種農地、第三種農地と、現況が荒地であったり、竹林であったり、そういった状況でございましたので、現地調査した結果、区域に含まれるであろうということで、区域を含めて作成をしているところでございました。

委員

質問がまとめて聞いたのでわかりにくかったかもしれませんが、つまりですね、ここの7箇所は当初より、第一種農地とわかっていたのかということをお尋ねしたんですね。

議長（会長）

前回、県に出すときにわかっていたのかということですね。

名富下水道課長

第一種農地とはわかっておりませんでした。

委員

第一種農地とわかっていれば削除というか、当初から出さなかったということになりますか。

名富下水道課長

そうですね。第一種農地であれば提出はしておりませんでした。

委員

現況を見てね、荒れていたのが第一種農地と思わなかったということなんだけど、福岡県との協議でなぜわかって、飯塚市ではなぜわからないのか、ここのところを教えてもらっていいですか。

名富下水道課長

第一種農地としてはですね、一団の農地ということで判断をされておりますので、字図上は地目として、田畑ということで一団の農地として判断をされております。当初、区域に入れたのは現地調査をした結果、荒地地であったので区域に入れたということでございます。

委員

図書資料で確認しないで、現場を見ただけで判断したというその失態を、今言われているんですか。

名富下水道課長

現地調査だけで区域を決めたということではございます。

委員

そういうことはありえないでしょ。ちゃんと図書を見て、図面を見て決めるとは思いますけど。何か別の理由が無いんですか。第一種農地とわからなかった。福岡県と協議すればすぐわかることをなぜ飯塚市がすぐわからなかったのかね、それは少し不可解ですね。失敗なんですか。何か別の理由があって、入れていたわけではないんですか。

名富下水道課長

別の理由はございません。今、委員が言われるように、これは調査不足であったということは確かなことではございます。申し訳ないと思っております。

委員

それは、したがって私自身の見落としでもあったと自分でも反省しますが、それと、もう一つわからないのは、筑豊広域と書いたのをね、削除

し、変えて、飯塚と入れてくださいということなんだけど、理由がよく分からないんですけれども、どうしてこういう訂正をするんですか。

**名富下水道課長**

名称につきまして、現在は飯塚都市計画公共下水道ということになっておりますので、先ほどの名称が変更になった時に筑豊広域という名称に変わるということでございます。現時点では、飯塚都市計画公共下水道ということですね。

**委員**

今、委員から第一種の話も出ましたが、私もそれ質問しようと思ったんですよ。こう見たら10ページに中ノ橋とかありますよね。下の青い部分、田んぼから見るとまっすぐ伸びている、なんでこれが最初からわからなかったのか。だから単純な忘れでしょう。田んぼは一筆になってるはず。途中からそういう感じを受けたから、単純なミスじゃないかなと思って。委員も我々も最初からこれに気付いていれば、これは一筆の田んぼじゃなかったのかなと気づいてなかったのも我々のミスタイクだろうと思いますけれども。単純なミスであれば単純なミスと言わないと今後、こういう風にしないとですね、我々は限られた時間で見させてもらってますからね、なかなか気づかないんですよ。今、修正箇所が見えて青い部分も含めて一筆だになっていう感じを受けるんですよ。まさに委員が言ったような話だと思います。

**委員**

その件につきましては、私の方が担当ですので、先ほど委員が言われました第一種農地の確認の問題ですけれども、都市計画事務局にお聞きしたいんですけれども、第一種農地、その他の区分というのは、飯塚市の場合には農地基本台帳というのがあるはずですよ。その中に土地改良事業をやった場合にはまず原則として第一種農地で農振指定地域で開発不可能という農振法の規定があります。まず、色々なこういうことをやられる場合には、まずその台帳を確認されたかどうかというのを私の方からお聞きしたいんですけれども。

**名富下水道課長**

最終的には県と協議をしながら決めたわけなんですけど、当初は詳細なところまでは確認しておりません。あくまで現地を見て区域の線を決めておりましたので。県と協議をしながら農地の線を決めていたということでございます。

**委員**

原課のことはわかりました。今後、私たち農業委員会、農家としまして、こういう農地に関わる色々な事業をやられる場合につきましては、飯塚市につきましては基本台帳の中に一種、二種、三種そして、それに関する農振法の関連のことはわかるようになっておりますので、まず一番にその確認をして頂くように私たちの方から要望したい。そうじゃないと、やはり、この問題は報告された中で、私はちょっとおかしいなと思ったのは、農地をこういう風の開発ですよ、される場合に県の方に確認しないとわからないということは、今もう完全に台帳が整備された状態の中で、そういう風な取り組みはちょっと、私たちの農業委員会の関連としまして、まずいなと感じはしました。今後、こういうことの無いようにしてもらいたいと思います。

**議長（会長）**

はい、どうもありがとうございます。その辺、今後よろしく願いいたします。

あと、名称については決定告示後でないと、実際には変わらないということで、今現在は飯塚ということで、よろしいでしょうか。

**委員**

県とヒアリングしても、県が気づくはずないじゃないですか。県は台帳を持ってないんだから。市が気づかないといけないんですよ。我々もそれを見つけられなかったのは、委員もやっと気づいたくらいですから。そういう風に整理してください。ミスはミスで謙虚にならないとまた同じミスを犯すんじゃないですか。そういうことです。

**議長（会長）**

はい、ありがとうございます。他にご意見よろしいでしょうか。

それでは、この報告第2号については以上にしたいと思います。

以上を持ちまして、本日、用意されておりました付議事項、報告事項について終了したいと思います。ちょっと議事進行、私の不手際もありまして申し訳ございませんでした。

それでは、事務局に進行をお願いしたいと思います。

**田中都市計画課長補佐**

依田会長、どうもありがとうございました。

また、本日は委員の皆様方におかれましても、貴重な意見を頂き、誠

	<p>にありがとうございました。</p> <p>今後とも、様々な都市計画決定案件等をご審議いただき、引き続き、本審議会の運営に関しまして、ご支援・ご協力のほど何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>次回の都市計画審議会の開催日につきましては、お配りしております開催の通知で12月20日（火）を予定しておりますが、その時間の方ですけれども、午後2時としておりますけれども、これを1時30分に訂正をお願いしたいと思います。また、通知につきましても後日、郵送したいと思いますのでよろしくお願い致します。</p> <p>なお、本日の報酬につきましては、11月18日、金曜日に指定の口座へ振り込みをさせて頂く様に考えております。</p> <p>それでは、これをもちまして、第21回飯塚市都市計画審議会を閉会いたします。本日はどうもおつかれ様でございました。</p>
会議資料	・第21回 飯塚市都市計画審議会 「資料1」「資料2」「資料3」
公開・非公開の別	① 公開            2 一部公開            3 非公開 (傍聴者0人)
その他	